明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○民事訴訟規則等の一部を改正する規則（最高裁一七）　一
〔省　令〕
○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務・経済産業三）　七
○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第十四条第一項に規定する指定調査機関を指定する省令を廃止する省令（同四）　一五
○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十五条に基づく国際証明書等に関する省令の一部を改正する省令（経済産業八三）　一六
○建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（経済産業・国土交通二）　一六
○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通七八）　二〇
○都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同七九）　二四
〔告　示〕
○日本住宅性能表示基準の一部を改正する告示（消費者庁・国土交通二）　二五
○建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準及び建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する件（経済産業・国土交通・環境二）　二六
○建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項の一部を改正する件（国土交通一一〇四）　二六
○住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準の一部を改正する件（同一一〇五）　二六
○住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準を定める件（同一一〇六）　二七
○施行日以後認定申請建築物の非住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分の一次エネルギー消費量並びに住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分の外壁、窓等を通じての熱の損失の防止及び一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準を定める件（同一一〇七）　二八
○評価方法基準の一部を改正する件（同一一〇八）　二八
〔官庁報告〕
官庁事項
登録操縦免許証更新講習の登録に関する公示（国土交通省）　二九
登録操縦免許証失効再交付講習の登録に関する公示（同）　二九
登録検査機関の登録事項の変更に関する公示（同）　二九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、再生関係　三〇
特殊法人等
国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款の一部変更、国立研究開発法人理化学研究所令和三事業年度財務諸表、独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社都市計画道路事業、弁理士登録、企業年金連合会令和三事業年度決算等関係　三〇
地方公共団体
公示送達関係　一〇七
会社その他
会社決算公告　一〇八

最高裁規則

○最高裁判所規則第十七号

民事訴訟規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月七日

最高裁判所

民事訴訟規則等の一部を改正する規則

（民事訴訟規則の一部改正）

第一条　民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十条の二」に、「第六章　訴えの提起前における証拠収集の処分等（第五十二条の二―第五十二条の八）」を「第六章　訴えの提起前における証拠収集の処分等（第五十二条の二―第五十二条の八）　当事者に対する住所、氏名等の秘匿（第五十二条の九―第五十二条の十三）」に改める。

第三条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「前号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　秘匿事項届出書面

第一編第五章第一節中第三十一条の前に次の二条を加える。

（映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論の期日・法第八十七条の二第一項）

第三十条の二　法第八十七条の二（映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論等）第一項に規定する方法によって口頭弁論の期日における手続を行うときは、裁判所は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　通話者

二　通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

2　前項の手続を行ったときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を口頭弁論の調書に記載しなければならない。